

ふくしま子ども自然環境学習推進事業助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 尾瀬環境学習推進協議会長（以下「会長」という。）は、本県の子供達に尾瀬の自然の素晴らしさ、貴重さを体験させることで生物多様性に対する理解の醸成を図り、本県の豊かな自然環境を将来に引き継いでいくため、尾瀬国立公園内で環境学習を行う小・中学校、義務教育学校、特別支援学校及び教育委員会（以下「小・中学校等」という。）のほか、県内のスポーツ少年団、子ども会等の社会教育関係団体及び家族旅行を対象とする旅行会社に対し、予算の範囲内において宿泊費、交通費、ガイド料、活動費の一部について助成を行うものとし、その実施についてはこの要綱の定めるところによる。

(助成要件等)

第2条 助成の対象は、尾瀬国立公園内において環境学習及び環境に関連する取組を行う県内の小・中学校等及び社会教育関係団体、旅行会社（小学生は原則4～6年生対象）で、会長が助成を決定したものとする。

- 2 助成対象経費は、宿泊費、交通費、ガイド料、活動費とし、別表に定める額を上限として会長が定める額とする。
- 3 尾瀬での学習計画には、原則「尾瀬ガイド協会」の認定ガイドを活用した自然解説等を組み込むものとする。

(助成の交付申請)

第3条 助成を申し込もうとする助成申請者は、「助成金交付申請書」（第1号様式）により、環境学習実施の2週間前までに会長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第4条 会長は、助成の申込みがあったときは、その目的及び内容を審査し、助成の対象として適当と認めるときは、速やかにその交付の決定をするものとする。

- 2 会長は、助成の交付決定をする場合において、必要があると認めるときは条件を付すことができる。
- 3 会長は、第1項の決定をしたときは、速やかに「助成金交付決定通知書」（第2号様式）により助成申請者に通知するものとする。

(助成事業の変更等)

第5条 助成申請者は、助成事業の実施に当たっては、事業内容の変更（中止・取下げ）の理由が生じたときは助成金交付変更（中止・取下げ）承認申請書（第3号様式）により、事業実施日より14日以内に会長に申請しなければならない。ただし、補助対象経費の20%以内の増減である場合、第8条に基づく実績報告にて精算するものとする。

2 会長は、前項の申請があった場合は、必要に応じて助成金額の変更（中止・取下げ）の承認等を行うことができる。

3 前条の規定は、前項の場合に準用する。

（事業遂行報告等）

第6条 会長は、必要があると認めるときは、助成申請者に助成事業の遂行の状況について報告を求め、又は指示をすることができる。

（助成金の交付請求）

第7条 助成申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、「助成金交付請求書」（第4号様式）により、事業実施日以降14日以内に会長に助成金の請求をしなければならない。

2 会長は、前号の助成金請求書を受理したときは、内容を審査のうえ、適当と認めた場合には、助成金を助成申請者の指定する口座へ振り込むものとする。

（事業実績報告）

第8条 助成事業が終了したときは、終了した日から起算して30日以内に、助成申請者は「事業実績報告書」（第5号様式）を会長に2部提出しなければならない。

（助成金の返還）

第9条 会長は、助成金の交付を受けた助成申請者が次のいずれかに該当する場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手続きにより助成金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金を他の用途に転用し、又は交付の決定の内容及び条件、指示等に違反したとき。
- (3) 助成事業を実施しなかったとき。

附 則

この要綱は平成23年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年2月 4日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は令和8年3月19日から施行する。

(第1号様式)

ふくしま子ども自然環境学習推進事業助成金交付申請書

年 月 日

尾瀬環境学習推進協議会長 様

所在地

学校名

代表者職・氏名

(担当者職・氏名・電話)

ふくしま子ども自然環境学習推進事業助成金交付要綱に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

1 助成対象経費及び交付申請額

経費区分	助成対象単価	助成交付申請額	積算内訳	支払委任希望の有無
宿泊費	児童・生徒1人当たり 上限：5,000円 ※2泊以上でも同額まで	円	5,000円× 名 = 円	有・無
交通費	バス借上料 全額補助(高速料含む)	円	円× 台 = 円 ※バス会社1社の見積書を添付のこと	—
	御池～沼山間シャトルバス代 規定料金全額補助	円	円× 名(児童・生徒) = 円× 名(引率) =	有・無
	バス駐車料(御池駐車場) 1台/24h：2,000円 ※上限4,000円	円	2,000円× 台× 日 = 円	—
ガイド料	児童・生徒8名に対する ガイド1人の料金 上限：1日のみ20,000円 2日以上40,000円	円	名(生徒数)÷8 人(ガイド数・切上げ) 人× =	有・無
環境学習活動費	児童・生徒、引率者1人当たり 上限：2,000円	円	2,000円× 名 = 円	有・無
合計		円		

<その他> ①協議会では保険に加入しておりません。本事業期間中は学校による保険の加入が助成の条件となりますのでご注意ください。

②事前学習等への講師派遣も行いますので、希望される学校はお申し出ください。

③「環境学習活動費」とは、尾瀬関係町村内で実施される自然・農林・食等に関する環境学習プログラムへの参加費、インストラクター、講師などの経費です。

④協議会に支払いを委任したい場合は、併せて別紙委任状を御提出ください。

2 全体計画（下記（1）～（3）を含む全体計画書等の添付により省略可）

(1) 参加者数（児童・生徒の学年及び人数、引率者数）

(2) 宿泊先

(3) 環境学習計画概要（行程、環境学習内容、収支予算等）

(第2号様式)

ふくしま子ども自然環境学習推進事業助成金交付決定通知書

年 月 日

所在地

学校名、団体又は会社名

代表者氏名 様

尾瀬環境学習推進協議会

会長

年 月 日付で申請のありましたふくしま子ども自然環境学習推進事業助成金について、下記のとおり決定しましたので、同助成金交付要綱第4条第3項の規定により通知します。

つきましては、同助成金交付要綱第7条第1項の規定による第4号様式による請求書（請求金額は当協議会への支払い委任分を除く額）を提出してください。

なお、事業内容の変更（中止・取下げ）の理由が生じたときは、同助成金交付要綱第5条の規定により、遅滞なく申請してください。

また、変更（中止・取下げ）による違約金等の負担については、当協議会は交付対象といたしませんので御注意ください。

記

助成金額	金	円
------	---	---

(第3号様式)

ふくしま子ども自然環境学習推進事業助成金交付変更（中止・取下げ）承認申請書

年 月 日

尾瀬環境学習推進協議会長 様

所在地
学校、団体又は会社名
代表者職・氏名
(担当者職・氏名・電話)

年 月 日付で交付決定のありましたふくしま子ども自然環境学習推進事業助成金について、下記のとおり変更（中止・取下げ）したいので、ふくしま子ども自然環境学習推進事業助成金交付要綱第5条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 当初及び変更後の助成対象経費

経費区分	当初		変更後		
	助成対象経費	助成決定額	助成対象経費	交付申請額	助成対象経費の内訳
宿泊費					
交通費					
ガイド料					
環境学習活動費					
合計					

2 変更理由（該当する箇所に○を付けてください。）

- ① 児童・生徒数の（増・減）
- ② バス借上料の（増・減）
- ③ その他（)

(第4号様式)

ふくしま子ども自然環境学習推進事業助成金交付請求書

年 月 日

尾瀬環境学習推進協議会長 様

所在地

学校、団体又は会社名

代表者職・氏名

年 月 日付で交付決定のありましたふくしま子ども自然環境学習推進事業助成金として、下記金額を交付されるよう、同助成金交付要綱第7条の規定により請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込口座

金融機関名	
支店(所)名	
預金の種類	
口座番号	
ふりがな 口座名義	

※ 振込口座は、代表者名（学校長等）の口座とし、名義、口座番号が確認できる通帳の写しを添付してください。

本様式は、尾瀬環境学習推進協議会長へ支払いの委任をしていない助成経費（バス借上料など）についてのみの請求してください。

なお、請求に際しては、請求書（写）を一部添付してください。

(第5号様式)

ふくしま子ども自然環境学習推進事業助成金事業実績報告書

年 月 日

尾瀬環境学習推進協議会長 様

所在地
学校名
代表者職・氏名
(担当者氏名・電話)

年 月 日付で交付決定のありましたふくしま子ども自然環境学習推進事業助成金事業について、下記のとおり実施しましたので、同助成金交付要綱第8条の規定により実績報告書を2部(1部は写し)提出します。

記

1 事業の実施概要

参加生徒数	人	引率者数	人	合計(人)	人
参加学級数		バス利用 台数(台)	往 路	復 路	計
			台	台	台
行き先					
日 程	月 日 ~ 月 日 (泊 日)				

2 助成対象経費及び交付申請額

経費区分	助成対象経費(a)	助成交付申請額(b)	助成対象経費(a)の内訳
宿泊費			
交通費			
ガイド料			
環境学習 活動費			
合 計			

※ 支払明細の分かる「領収書(写)」や「請求明細書」など、支出額の詳細が確認できる資料を添付してください。

3 特記事項（事業の成果・効果等の把握と、次年度以降の改善のため御協力ください。）

（1）参加生徒の自然保護、生物多様性等に関する感想等、尾瀬でのゴミ処理について学んだことについてのレポートの写しを提出してください。（代表1名、または1グループ分を選出して添付願います。）

※公表できる形式での活動報告（A4で1～2枚程度、活動の写真付き）も提出してください。事業の結果として、ホームページ上に掲載させていただく予定です。

（2）尾瀬での産業廃棄物処理について学んだことについて御記入ください。（児童・生徒から聞き取った内容でも結構です）

（3）尾瀬のゴミ対策などについて、家庭等における啓発活動を行った内容について御記入ください。（家庭内での実践活動や学校内外での発表活動、事後学習など事業後の取組があれば記入してください。）

（4）御要望、御提言等を御記入ください。（児童・生徒から聞き取った内容でも結構です）

委任状

私は 尾瀬環境学習推進協議会長 星 茂俊を代理人と定め下記事項を委任します。

記

ふくしま子ども自然環境学習推進事業を活用し、 年 月 日～月 日までの 日間、尾瀬国立公園で実施する環境学習の助成経費のうち宿泊費、交通費（シャトルバス代）、ガイド料、環境学習活動費の支払い。
以上

年 月 日

所在地

学校名

代表者職・氏名

※ 支払いを委任される場合は、希望する経費のみを記載してください。

別表（学校）

助成対象経費及び助成上限額

助成対象となる経費	助成上限額
宿泊費 （1泊分のみ対象）	児童・生徒1人当たり 5,000円 ※上限額を下回った場合は実際にかかった金額となります。 ※引率者の方の宿泊費は助成対象となりません。 旅費として教育事務所へ予算配分されますので、後日通常の旅費請求と同様にお手続き願います。
交通費 ■バス代（高速料金含む） ■バス御池駐車場駐車料金 ■御池駐車場～沼山峠間 シャトルバス代	全額補助 ※ただし、審査の上、不適切と認める金額は認められません。 1台/24h 2,000円 ※上限 4,000円 規定料金全額補助 ※ただし、片道のみ利用の場合は半額とします。
ガイド料	1班（8名）当たり 20,000円 ※児童・生徒の総数を8で除した値（端数切り上げ）を助成対象班数の上限とする。 ※2日間以上連続でガイドを依頼する場合、2日目以降分も20,000円を加算する。 （1日のみ利用：20,000円、 2日以上利用：40,000円を上限とする。）
環境学習活動費 尾瀬関係町村（檜枝岐村及び南会津町）内での環境学習のための活動費	児童・生徒・引率者1人当たり 2,000円

※上記のほか、各学校が実施する事前学習等に当日同行するガイドを講師として派遣する制度があります。尾瀬に必要な装備やマナーなどについて、先生や子どもたちにわかりやすくご説明しますので積極的に活用してください。
なお、この制度は無料です。（旅費や報償費等はありません）

別表（団体）

助成対象経費及び助成上限額

助成対象となる経費	助成上限額
宿泊費 （1泊分のみ対象）	1人当たり 5,000円 ※補助対象となる引率者数の上限は、「ふくしま子ども自然環境推進事業助成金（団体）応募要領 3（1）」に示すとおり 例：子ども 5名以上10名以下の場合は1名 子ども11名以上20名以下の場合は2名
交通費 ■バス代（高速料金含む） ■バス御池駐車場駐車料金 ■御池駐車場～沼山峠間 シャトルバス代	全額補助 ※借上バスを基本とする。それ以外については要相談すること。 ただし、審査の上、不適切と認める金額は認められません。 1台/24h 2,000円 ※上限 4,000円 規定料金全額補助 ※ただし、片道のみ利用の場合は半額とします。 ※補助対象となる引率者数の上限は、宿泊費と同様に算定する。
ガイド料	1班（8名）当たり 20,000円 ※対象となる子どもの総数を除した値（端数切り上げ）を助成対象班数の上限とする。 ※2日間以上連続でガイド依頼する場合 2日目以降分も20,000円を加算する。 （1日のみ利用：20,000円 2日以上利用：40,000円を上限とします）
環境学習活動費 尾瀬関係町村（檜枝岐村及び南会津町）内での環境学習のための活動費	1人当たり 2,000円 ※補助対象となる引率者数の上限は、宿泊費と同様に算定する。

※上記のほか、各団体が実施する事前学習等に当日同行するガイドを講師として派遣する制度があります。尾瀬に必要な装備やマナーなどについて、先生や子どもたちにわかりやすくご説明しますので積極的に活用してください。
なお、この制度は無料です。（旅費や報償費等はかかりません）

別表（旅行会社）

助成対象経費及び助成上限額

助成対象となる経費	助成上限額
宿泊費 （1泊分のみ対象）	子ども1人当たり 5,000円
交通費 ■バス代（高速料金含む） ■バス御池駐車場駐車料金 ■御池駐車場～沼山峠間 シャトルバス代	全額補助 ※ただし、審査の上、不適切と認める金額は認められません。 1台/24h 2,000円 ※上限 4,000円 規定料金全額補助 ※ただし、片道のみ利用の場合は半額とします。 ※補助対象となる引率者数の上限は、宿泊費と同様に算定する。
ガイド料	1班（8名）当たり 20,000円 ※子どもの総数を8で除した値（端数切り上げ）を助成対象班数の上限とする。 ※2日間以上連続でガイドを依頼する場合、2日目以降分も20,000円を加算する。 （1日のみ利用：20,000円、 2日以上利用：40,000円を上限とする。）
環境学習活動費 尾瀬関係町村（檜枝岐村及び南会津町）内での環境学習のための活動費	子ども1人当たり 2,000円